

○門真市総合計画条例

平成29年12月20日門真市条例第27号

門真市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の最上位の計画として、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成するものをいう。
- (2) 基本構想 将来のまちづくりの展望及び方向性を示し、並びにこれらの達成に向けた基本目標を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 行政各分野の諸施策の方針、目指すべき指標等を総合的かつ体系的に明らかにするものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画における諸施策の効果的な実施のための指針であり、その基礎となる事業を定めるものをいう。

(門真市総合計画審議会)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、門真市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査し、及び審議する。
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

(総合計画との整合性の確保)

第6条 市長は、個別の行政分野における基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当

たつては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(門真市総合計画審議会条例の廃止)

2 門真市総合計画審議会条例（昭和43年条例第34号）は、廃止する。